

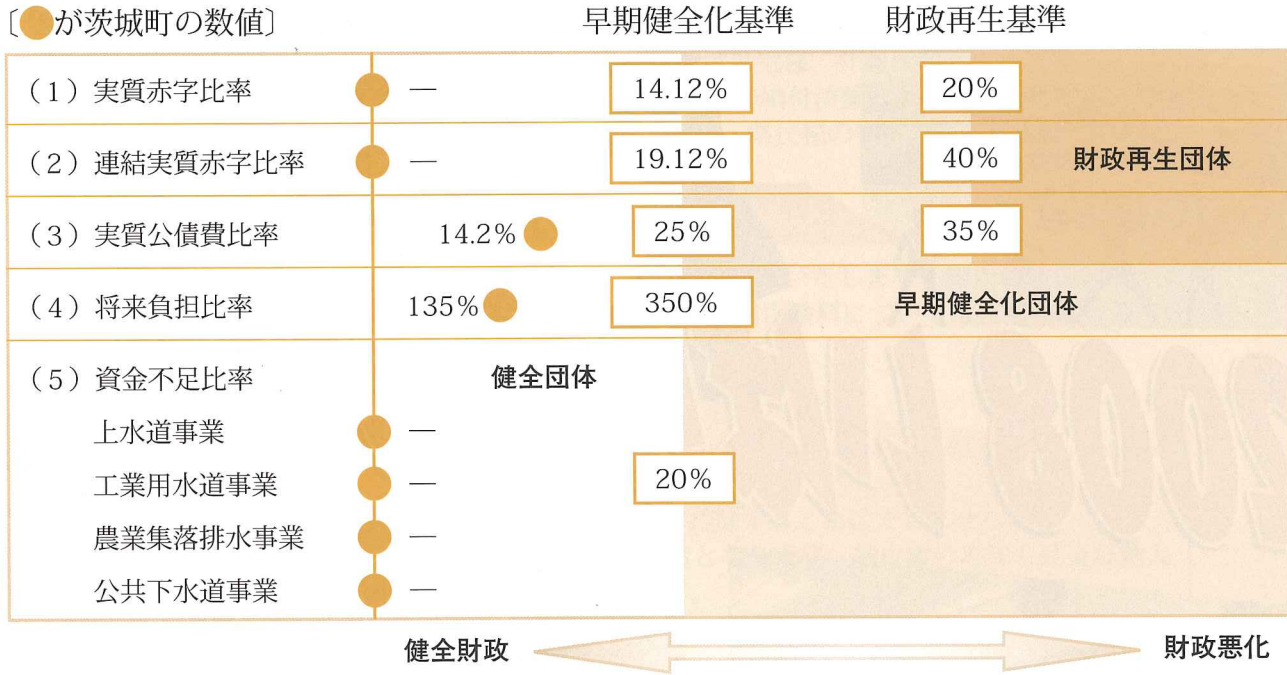
平成19年度健全化判断比率等について

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（略称「財政健全化法」）が平成19年6月に交付され、新たな地方財政の再生制度が法制化され、5指標を算定し、公表することが義務付けられました。

これまでの財政再建法制では、普通会計の収支のみが対象となっており、特別会計など他の会計に多額の累積赤字があってもなかなか財政再建団体とはならず、いきなりレッドカードが出て財政再建団体になる例がありました。

今回の財政健全化法では、普通会計のみではなく特別会計や企業会計などを連結させ、地方公共団体全体の財政状況をチェックし、注意段階といえるイエローカードの段階を設け、早期の健全化を推進させる特徴があります。

茨城町の健全化判断比率 及び 資金不足比率



※ (1) (2) (5) において赤字でない場合 (=黒字) は、「—」で表示

各比率について【家計に例えると…】

(1) 実質赤字比率 及び (5) 資金不足比率

一般的な家庭では、収入に応じて支出を切り詰め、赤字にならないように家計をやりくりしています。ここでは、年収に対し赤字額がどのくらいか示します。赤字額の年収に占める割合を算出することにより、赤字の解消を図ったり、累積を防いだりするための指標です。

(2) 連結実質赤字比率

お母さんが管理している主会計のほか、家族全員の財布の中身を合計し、赤字の割合を示した指標です。やりくり上手なお母さんがいても、お父さんが投資で大損したり、子供たちが高級車を買って赤字が膨らんでいけば、やがては家族全体でカバーすることになり、主会計を圧迫します。家族全体の現状を知り、全体の赤字額にて計算します。

(3) 実質公債費比率

年収に対するローン返済額の割合にあたり、借金が適正であるかを判断する指標です。住宅ローンなどが主ですが、子供のカーローンに対する補助など、家族のローン返済に対してお金を融通している場合は、合計し計算します。

(4) 将来負担比率

住宅ローンやカーローンの残高、連帯保証になっている親戚の借金など、今後支払う将来負担額の合計から、その支払に予定している預貯金を引いた残額の年収に対する割合です。この数値が高いと、将来こうした負担があることから、家計を圧迫する可能性が高いことになります。